

浜松市地方卸売市場に係る行政手続基準

これは、浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分、不利益処分及び行政指導を行うに当たっての審査基準、処分基準及び行政指導指針をまとめたものです。

（買受人の承認に係る審査基準）

- 1 条例第12条の規定による買受人の承認は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は承認しないものとする。
 - (1) 破産者で復権を得ないものである場合
 - (2) 刑法（明治40年法律第45号）軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行っている場合
 - (3) 食肉処理等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による許可を受けていない場合
 - (4) 市税の滞納がある場合

（附属営業についての指示に係る行政指導指針）

- 2 条例第19条の規定による附属営業についての指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1) 許可品目以外のものを販売した場合
 - (2) 取扱品目の品質管理が十分でない場合
 - (3) 施設が衛生的に維持されていない場合
 - (4) 附属営業業務を1週間以上継続して休止することが繰り返された場合

（有害な食肉の売買差止め命令等に係る処分基準）

- 3 条例第25条の規定による有害な食肉の売買差止め又は撤去の命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1) 食品衛生法において販売が禁止されているものを販売した場合
 - (2) 食品衛生法において規定された販売方法以外で販売した場合

（施設の利用指定等に係る審査基準）

- 4 条例第33条第2項の特に必要があると認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 市場の適正かつ健全運営に資する場合
 - (2) 卸売業者又は附属営業人の営業と関連が強く、市場内施設を利用することが有益な

場合

(使用料の減免及び還付に係る審査基準)

5 条例第35条第3項ただし書きに規定する「必要があると認めるとき」及び条例第36条に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 利用の指定又は許可をした施設(以下「指定施設等」という。)が、地震、水害、火災等の災害のために利用できない場合
- (2) 指定施設等が、災害その他の緊急事態の発生により応急施設として臨時的に使用するため、利用できない場合
- (3) 指定施設等が、施設設備の故障や緊急工事その他管理上必要な理由により利用できない場合
- (4) 家畜伝染病等の発生により、と畜場法(昭和28年法律第114号)の規定に基づく施設の消毒等の公衆衛生上必要な措置を講じるため、指定施設等が利用できない場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、利用者の責めに帰することができないと認める理由により、指定施設等が利用できない場合

(市場への出入り等に対する指示に係る行政指導指針)

6 条例第43条第1項の規定による市場への出入り等に対する指示は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。

- (1) 施設、設備等を損傷する行為をした者
- (2) 電気、ガス、水の使用において、管理上支障があると認める行為をした者

設定日：平成 9年 3月25日

改正日：平成17年12月21日